

平成 29 年度事業報告書

I エイズ発症予防に資するための血液製剤による HIV 感染者の調査研究事業

1 健康管理費用の支給

エイズ発症前の血液製剤による HIV 感染者で、免疫能力が低下している者に対し、日常生活の中での発症予防のため、健康管理費用の支給を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」という。）への委託事業として実施した。本事業は、国の補助金による。

	平成 29 年度	前年度	増△減
実対象者数	509 件	513 件	△ 4 件
新規認定者数	(1 件)	(2 件)	(△1 件)
支給額	283,700,200 円	288,703,100 円	△ 5,002,900 円

※ ① 実対象者数とは、年度内で支給対象となった者の実人数

② 新規対象者数は、実対象者数の内数

2 調査研究事業

血液製剤由来 HIV 感染者で、免疫能力が低下している対象者から、健康状態及び日常生活さらには服薬状況などに関する情報等を収集し、免疫能力が低下している状態の感染者の発症予防、健康管理に資するため、研究班による調査研究事業を平成 5 年度から継続的に実施している。本事業は、国の補助金による。

第 1 回班会議の開催 平成 29 年 6 月 15 日

第 2 回班会議の開催 平成 30 年 1 月 26 日

[実施の経過]

血液製剤による HIV 感染者において、健康状態（治療を含む）と生活状況の現状と推移を明らかにする。1) 健康状態（治療を含む）としては、CD4 値、HIV-RNA 量、肝炎の状況、抗 HIV 薬とその副作用の状況などである。2) 生活状況としては、住居、就業、日常生活への影響などである。

[結果の概要]

平成 28 年度事業対象者は 513 人であった。

1) 健康状態の現状：CD4 値、HIV-RNA 量、肝炎の状況、抗 HIV 薬の併用の状況を観察した。

CD4 値は 200/ μ l 未満が 8%、200~350 未満が 12%、350~500 未満が 27%、500 以上が 53%であった。HIV-RNA 量は検出せずが 59%と 50 未満が 35%であり、10,000 以上は 1%であった。26・27 年度の結果と比べて、CD4 値は 500 以上の割合が、HIV-RNA 量は検出せずの割合が高い傾向であった。肝炎の状況は、肝がんが 2%、肝硬変が 12%、慢性肝炎が 47%であった。26・27 年度の結果と比べて、慢性肝炎の割合がやや低下傾向であった。抗 HIV 薬の併用では、併用区分として、「NRTI2 剤+INSTI」（核酸系逆転写酵素阻害剤 2 剤+インテグラーゼ阻害薬）が 53%と最も多かった。「NRTI2 剤+PI1・2 剤」

(NRTI2 剤+プロテアーゼ阻害剤 1 剤または 2 剤) と「NRTI2 剤+NNRTI」(NRTI2 剤+非核酸系逆転写酵素阻害剤 1 剤) がいずれも 10%であった。それ以外の投与状況が 26%であり、その中で「NRTI2 剤+INSTI」以外の INSTI を含む組み合わせが多かった。投与なしは過去の投与歴なしが 3%、過去の投与歴ありが 1%であった。26・27 年度の結果と比べて、「NRTI2 剤+INSTI」の割合が上昇傾向であった。抗 HIV 薬の併用の主な組み合わせとして、薬剤の 8 つの組み合わせが 10 人以上に投与され、投与者全体の 57%を占めていた。その中で、4 つの組み合わせが 50 人以上で、いずれも「NRTI2 剤+INSTI」であった(3TC+ABC+RAL、3TC+ABC+DTG、TDF+FTC+RAL、TDF+FTC+DTG)であった。

以上、CD4 値と HIV-RNA 量の良好な状態にある者が多かった。肝がんや肝硬変が一部の者にみられ、慢性肝炎の者が多かった。抗 HIV 薬の投与は INSTI を含む、いくつかの組み合わせに集中していた。

2) 生活状況での現状：就業状況、日常生活への影響、健康意識、こころの状態の状況を観察した。

就業状況は、仕事ありの割合が 65%、失業・求職中の割合が 16%であった。40~59 歳では、仕事ありの割合は 69%で、国民生活基礎調査のそれ 93%よりも著しく低かった。日常生活への影響は、「現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」に対して、回答が「ある」の割合は 74%であった。40~59 歳では、同割合は 69%で、国民生活基礎調査のそれ 9%に比べて著しく高かった。健康意識は、「現在の健康状態はいかがですか」に対して、回答が「あまりよくない」と「よくない」の割合は 36%であった。40~59 歳では、同割合は 37%で、国民生活基礎調査のそれ 11%に比べて著しく高かった。こころの状態は、K6(うつ病・不安障害等のスクリーニング尺度)であり、その得点が 15 点以上を重い問題の可能性ありと判定する。15 点以上の割合は 15.3%であった。40~59 歳では、同割合は 15%で、国民生活基礎調査のそれ 3%に比べて著しく高かった。

以上、失業・求職中の者がかなりみられた。日常生活への影響ありや健康意識のあまりない者が多く、また、こころの状態に重い問題の可能性のある者もみられた。生活状況に大きな課題があることが示唆された。

3) 健康状態の推移:平成 9 年度第 1 期当初の事業対象者 605 人において、エイズ発症・死亡、および、CD4 値、HIV-RNA 量、抗 HIV 薬の併用区分の推移を観察した。

エイズ発症・死亡では、エイズ発症よりも死亡が多く、平成 9~28 年度でエイズ発症が 60 人と死亡が 162 人、合計 222 人であった。エイズ発症と死亡の合計人数をみると、年間平均が 9~22 年度の 13.3 人に対し、23~28 年度で 6.0 人と減少傾向であった。CD4 値では、350 μ l 以上の割合は、エイズ未発症の生存者では、9~13 年度まで上昇し、その後ほぼ横ばいが続いたが、20 年度頃から上昇傾向となった。エイズ発症・死亡者を最悪値とみて観察対象に含めると、14~17 年度に低下傾向、その後ほぼ横ばい、最近に若干の上昇傾向であった。HIV-RNA 量では、400 未満の割合は、9 年度第 1 期から急激に上昇し、その後も上昇傾向を継続し最近のエイズ未発症の生存者では 95%以上であった。抗 HIV 薬の併用区分では、「NRTI2 剤+PI 1・2 剤」の割合は 11 年度まで急激に上昇し、その後に低下と上昇を経て、最近、低下傾向であった。「NRTI2 剤+NNRTI」の割合は 15 年度まで急激に上昇したが、その後にはほぼ横ばいが続き、最近は低下傾向であった。20 年度から「NRTI2 剤+INSTI」の急激な増加が開始し、28 年度には投与者全体の 50%程度となった。前述の通り、その他の投与状況には INSTI を含む組み合わせが多かった。

以上、エイズ発症・死亡が減少傾向となり、また、HIV-RNA量とCD4値の改善が大幅に進みつつある傾向である。抗HIV薬の中心は「NRTI2剤+PI1・2剤」や「NRTI2剤+NNRTI」から「NRTI2剤+INSTI」へ変わってきている。最新の知見に基づく適切な治療がさらに推進されるとともに、CD4値とHIV-RNA量の一層の改善を望みたい。

II 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業

エイズの発症に伴う健康管理に必要な費用の負担を軽減し、もって血液製剤によるエイズ患者等の福祉の向上を図るため、健康管理手当の支給を機構への委託事業として実施した。本事業は原因製薬会社からの拠出金（全体の6割）と国の補助金（4割）による。

	平成29年度	前年度	増△減
実対象者数	119件	111件	8件
新規認定者数	(8件)	(1件)	(7件)
支給額	209,700,000円	199,650,000円	10,050,000円

- ※ ① 実対象者数とは、年度内で支給対象となった者の実人数
 ② 新規対象者数は、実対象者数の内数

III 血液製剤によるエイズ患者遺族等相談事業

血液製剤によるHIV感染により子や夫等をなくした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るため、遺族等に対して遺族等相談事業、研修事業、遺族等相談会等事業、遺族等支援サポートネットワークの構築及び遺族等の健康相談・健康支援事業をHIV感染被害者・遺族等の2団体（東京：社会福祉法人はばたき福祉事業団、大阪：特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権）に委託して実施している。本事業は、国の補助金による。

1 遺族等相談事業

相談事業の種類は、電話相談、個別面接相談、訪問相談とする。

被害者の遺族による相談員や臨床心理士などの専門家相談員が患者、遺族等からの電話、手紙、メールなどによる相談への対応や面談を実施。

(1) 電話相談

電話相談は、東京、大阪及びその他の地区に設置した相談事業所において、相談員又は専門相談員が遺族等の電話やメール等の相談に応じる。

- ① 東京：相談員等による電話相談窓口を開設し、HIV感染者・家族・遺族等からの電話による相談を相談員等・専門家相談員が受けた。電話相談は本部・支部共に一般電話で対応しているが、本部は被害者専用フリーダイヤル及び一般用、北海道支部は一般用フリーダイヤル（北海道地区限定）の相談電話を引いて対応もしている。
- ② 大阪：毎週月曜日から金曜日まで、相談員等による相談窓口を開設し、遺族及び患者・家族等からの電話相談を行った。また、電話相談時間以外（夜間など）にも相談員が自宅や携帯電話を受ける場合があった。

相談内容によって、専門家相談員等への紹介・引き継ぎを行なった。さらに医療機関・自治体等の関係機関への照会などを行なった。

(2) 個別面接相談

個別面接相談は、相談事務所において、相談員又は専門家相談員が相談事務所を訪れた遺族等の相談に応じる。

東京：事務所相談室（相談室1及び相談室2、各支部相談室）で、相談員・専門家相談員等による患者・家族・遺族等の面接相談を行った。被害者の状況が深刻化しているため、直接相談を希望する人が増えてきている。

相談内容としては、施設利用、障害年金の支給停止が目立った。

(3) 訪問相談

訪問相談は、必要に応じて相談員又は専門家相談員が相談を希望する遺族等の自宅等を訪問して相談に応じる。

① 東京：遺族・患者・家族などからの要請によって、相談者の自宅もしくは入院中の病院、相談者の希望する場所に、相談員等が出向き相談を受けた。また、訪問看護師による健康訪問相談を毎月1回、12名の患者に対して行い、患者の医療や生活相談を受けるとともに、親の介護相談にもつながり、相談の幅が広がった。被害者の生活全体の理解を得ることで、より深まった相談につながっている。

② 大阪：遺族・遺族・患者・家族などからの要請等によって、クライアントの自宅や入院先、最寄りの地域に相談員が訪問し相談を受けた。必要と思われる相談内容の際には、専門家相談員と共に訪問するなど、継続的な対応（訪問、電話等）を行なった。また遺族相談会・交流会などで専門家相談員や弁護士が個別に相談を受けた。

[東京]

遺族等相談事業	電話相談	個別面接相談	訪問相談
件数(件)	1,730件	242日	201件

[大阪]

遺族等相談事業	電話相談	個別面接相談	訪問相談
件数(件)	396件	241日	24件

2 研修会事業

相談員及びその候補者並びに地方の遺族等相談員に対し、相談事業に必要な基本的事項を習得させるため、専門の講師又は専門家相談員による研修会を開催。

① 東京：相談事業をより充実させそして円滑に目的を遂行するため、相談員等が、事業団運営や相談事業について研鑽し、質的向上と企画設計能力をつける研修会を行った。また、社会福祉法人として公的仕事に従事することから、社会福祉法人としての相談事業の取り組みについて研修を行った。

② 大阪：相談員（遺族担当、患者・家族担当）の知識のアップデートや、資質の向上を図るため研修会を開催した。相談員全体研修では、相談員として遵守すべき事項を確認し、日々の相談員活動に活かすための研修を行なった。

その他、日本エイズ学会に参加し最新情報を収集することに努めた。

[東京]

研修事業	研修会
開催数(回)	7回

[大阪]

研修事業	研修会
開催数(回)	4回

3 遺族等相談会等事業

各地方に居住する遺族等が一同に会し、相談員及び専門家相談員による相談を行うとともに、遺族相互の交流を行うため、遺族等相談会を開催。

(1) 地方相談会

- ① 東京：各地域の実情にあった医療講演会・相談会を行った。また、原告団総会などに地元の被害者の相談会も実施した。
- ② 大阪：遠方で開催の遺族相談会に参加できない遺族を対象に、各地域での交流会を実施した。今年度は、患者の治療に必要な最新情報等を専門家の講演等を通じて学んでもらう機会や、また心身の悩みを相談できる場を提供することを目的に地方ごとに相談会を開催した。また、昨年度に引き続き拡大交流会を実施し、交流会の充実を図っているところである。

(2) 遺族相談会

遺族相談会は、東京・大阪の遺族相談員が遺族交流の意味を含めて合同で企画・開催している。

- ① 東京：遺族相談会の企画にあたっては、小人数のグループに分かれての話し合いを中心にを行い、遺族同士が他で話せない事も気兼ねなく話すことが出来るように十分に配慮し実施している。参加遺族の高齢化に伴い、安心と安全がこれまで以上に求められるようになったため、行事保険の加入や緊急時の対応など細心の注意を払っている。担当相談員の高齢化や費用負担も考え、年1回の開催とし、はばたき主催の場合は東京または大阪を開催地とすることになっている。
- ② 大阪：遺族相談会を1回開催した。これは遺族の交流のために東京と大阪が合同で開催している（平成28年度より年1回の開催）。参加者は遺族と弁護士と専門家相談員（心理カウンセラー等）で、個別相談は弁護士と専門家相談員が担当している。遺族相談会では、少人数のグループに分かれて気兼ねなく話し合いができる場を設けている。参加される方に「来て良かった」と思ってもらえるような内容・企画を検討し、交流会当日は参加者への気配りを心がけている。

日時：2017年7月2日（日）

場所：宮城県仙台市 仙台サンプラザ

参加者：45名（うち遺族27名、相談員9名、専門家5名、弁護4名）

遺族相談会は、ここだけでしか話せない大切な場であるので「是非続けてほしい」という声が多い。今回も「皆さんの色々な状況を聞いて励みになった。頑張ります。」「日頃吐き出せない気持ちを素直に話しあえて共感、共有できたのがとても良かった」などの感想が多くありました。遺族相談会は遺族にとって安心と励ましの場となっている。

(3) 遺族等相互支援事業

- ① 東京：遺族が発起人となり、相互に社会貢献的な作業等を実施する。そのための交通費・作業等への謝金を支給。遺族相談会に参加しない人たちの把握や連絡・参加につなげる。
・「おうかがい」

遺族の健康や生活状態を継続的に把握するために、8月10日にアンケート調査「おうかがい」を送付。222名に送付し、83名から返信があった。緊急を要するものは、ケースカンファレンスで検討し、対応した。

・「誓いの碑」見学：11月6日

誓いの碑の見学を行い、その後、安原幸彦弁護士を講師に迎えて「薬害エイズ裁判が社会に残したもの」というテーマで、薬害エイズ裁判の経緯を振り返りながら、この裁判が被害者の医療福祉だけではなく社会に残したものについて勉強した。勉強会終了後、ACCに移動して、6月に外来に設置された東京訴訟全原告の原告番号が刻まれたモニュメント「命の樹」を見学した。ACCで最期を看取った遺族もおり、息子の原告番号を見つけて涙ぐむ人もいた。ACC全国から13名の遺族が参加した。

・りんご発送

青森在住の遺族が育てたリンゴを全国の遺族216名におくった。お互いに励まし合い、そして自然の恵みであるリンゴを分かち合いたいという、遺族の気持ちを伝えた。発送作業も遺族有志の手によって行った。発送日：12月12日、4名参加

② 大阪：

第1回

日時：2017年8月6日（日）

場所：福井県敦賀市 ニューサンピア敦賀

参加者：6名（うち遺族3名、相談員3名）

内容：東海・北陸信越地域交流会

- ・ 福井県敦賀市で開催。台風が近づいていたが、無事集い合うことが出来た。自身の病や家族の闘病など大変な状況を伺い、励まし合い前向きにいこうねと語り合った。

第2回

日時：2017年9月10日（日）

場所：群馬県高崎市 高崎ワシントンホテルプラザ

参加者：5名（うち遺族2名、相談員3名）

内容：関東・東北地域交流会

- ・ 高崎駅前の会場で開催。遺族2名と少なかったが、近況や亡くなられた方の思い出や現在の家族のことなど大いに語り合うことが出来た。お二人とも一人暮らしで共通点も多く食事の工夫や健康の事など様々な話題になり有意義な会となりました。

第3回

日時：2018年2月18日（日）

場所：福岡県北九州市 小倉リーセントホテル

参加者：6名（うち遺族2名、相談員4名）

内容：九州地域交流会

- ・ 福岡県小倉城下町で開催。今回はいつも参加される方が都合が悪く、一組のご夫婦のみ参加だったが様々な話題で尽きることなく語りあった。健診等の相談事業に就いても意見交換が出来、有意義な絆の会だった。

第4回

日時：2018年3月11日（日）

場所：兵庫県赤穂市 赤穂ハイツ

参加者：14名（うち遺族9名、相談員5名）

内容：中国・四国地域交流会

- ・ 兵庫県赤穂市で開催。久しぶりに参加された方もおられ再会を喜び合った。高齢化に伴い高齢にまつわる話が多くなった。食事や健康のことなど時間を忘れるほど語り合った。和やかで有意義な絆の会となった。

[東京]

相談会事業	地方相談会	遺族相談会	遺族相互の支援活動の実施
開催数(回)	17回	1回	3回

[大阪]

相談会事業	地方相談会	遺族相談会	遺族相互の支援活動の実施
開催数(回)	13回	1回	3回

4 遺族等支援サポートネットワークの構築

相談員、専門家相談員及び地方の遺族等相談員は、遺族等の居住地を中心とした関係機関との連携組織化による支援体制（遺族等支援サポートネットワーク）の段階的構築を図り、高齢化によってピアカウンセリング等への参加が困難となった者や支援機関等に対して信頼を形成できず専門的なケアを拒否している者等への支援体制を整える。

- ① 東京： 北海道支部では、北海道からの委託事業として、患者家族支援事業、医療者ネットワーク事業、エイズ情報収集提供事業を実施した。また、HIV 検査・相談室「サークルさっぽろ」の運営に関連して、検査相談のスキルアップのための研修会も行った。

- ・ HIV 検査・相談担当者研修会 開催日：7月1日（札幌）
- ・ 第8回北海道 HIV 情報交換会 開催日：2月17日（札幌）

健康訪問相談事業では、さらに多くの訪問看護ステーションに協力してもらうために、全国訪問看護事業協会を通して、全国の訪問看護ステーションの訪問看護師にこの事業の意義、内容等を知ってもらうための研修も行った。

- ・ 薬害 HIV 感染被害者のための健康訪問相談研修 開催日 6月20日（東京都港区）

次代の医療福祉を担う学生や被害者の救済医療に取り組むブロック拠点病院のスタッフを対象に薬害エイズ事件や被害者の現状などを伝える講演会も積極的に行った。和解から22年が経過し、学生や若い医療スタッフのように薬害エイズ事件を知らない世代も増えてきており、薬害エイズ事件を風化させずに伝えていくことは非常に意義深いことである。

また、汚染された血液製剤が原因で薬害エイズ事件が発生したという歴史的経緯があるため、はばたき福祉事業団は血液事業に対して監視の目を光らせている。29年度は、血液製剤に関わる企業、団体でも研修のための講演を行った。

- ・ 学生対象
 - 5月11日 東京大学教養学部
 - 5月30日 新潟大学医学部
- ・ ブロック拠点病院対象
 - 6月13日 名古屋医療センター
 - 10月17日 九州医療センター
- ・ 企業、団体対象
 - 1月15日 シャイアージャパン株式会社
 - 2月27日 日本赤十字社

ACC 通院患者を中心に、患者活動が活発化している。リハ検診で患者同士の横のつながりが生まれ、患者会での交流がそれを後押しし、29年度は患者主体での忘年会が企画、実施された。また、自分たちが受けた薬害被害の実態を学ぶための勉強会を開いたり、はばたきメモリアルコンサートや薬害エイズ裁判和解記念集会に運営側とした関わる患者もおり、患者活動の新たな盛り上がりを感じられる。はばたき福祉事業団では、こうした被害者の

発案で行う様々な活動に利用してもらうために、新たに新小川町ビル6階を「相談室3」として賃借し、患者活動を側面からサポートしていく。

5 遺族等の健康相談・健康支援事業

- (1) 遺族等のPTSD等健康問題に対して適切な医療サービスが受けられるよう、国立研究開発法人国立国際医療研究センターエイズ治療研究開発センター(ACC)及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センター等(以下「医療機関等」という。)に相談窓口を設置する。
- (2) 遺族等に対する健康診断は、遺族等への支援体制が整っている医療機関において実施する。

① 東京：遺族健康診断は成24年度から正式に事業化され、4年目の実施となった。東京はACC、大阪は国立病院機構大阪医療センターが健診の実施を受け持ち、はばたき福祉事業団(東京)・マーズ(大阪)が窓口となり、それぞれの実施方法で健診希望者を募り、フォローを行った。

はばたき福祉事業団は、遺族・相談員・専門家相談員・ACC担当者との具体的連携をとり、事前訪問相談により希望検査を実施した。参加者からは、相談員の丁寧なフォローと健診結果を説明する医師の対応が良いと好評だった。

健康診断受診者：6名

事前訪問相談のみ：2名

電話相談のみ：1名

② 大阪：遺族健康相談事業としては、国立病院機構大阪医療センターに健康相談窓口として毎週火曜・金曜日に設置しているほか、昨年度に引き続きHIV遺族健診事業を実施した。

健診受信者数 24名

健診訪問件数 12件

IV ヤコブ病サポートネットワーク事業

この事業は、脳外科手術において移植されたヒト乾燥硬膜を介して発症したとされるクロイツフェルト・ヤコブ病により家族等を亡くした遺族等(ヒト乾燥硬膜によるクロイツフェルト・ヤコブ病患者を介護する家族等であって、サポートネットワーク事業に馴染む者を含む。)に対して必要な生活支援相談事業等を行うことにより、遺族等の精神的な苦痛の緩和を図ることを目的として実施する。

1 生活支援相談事業

東京に本部を設置し、合計8名の相談員を週5日程度配置して、電話・Eメール・ホームページ掲示板および面接によりヤコブ病患者家族・遺族等からの相談に応じるとともに、闘病中のヤコブ病患者家族および遺族等を病院・自宅等に訪問するなどして、患者家族・遺族等からの相談に応じてきた。相談内容によっては、専門家相談員や弁護士に繋いだり、関係機関(CJD 専門医・医療機関・厚生労働省・難病相談支援センターなど)に問い合わせなどを行い、各種相談に応じた。昨年に続き、薬害ヤコブ病の新たな被害者家族から相談が寄せられ、患者家族を訪問するなどして、面接相談にも応じてきた。

今年度、会報『ヤコブ・ネット NEWS』は1回(2018.3No.36)発行し、患者家族・遺族、賛助会員、CJD 専門医、全国の関係行政・医療機関、保健所、難病相談支援センター等、約1300ヶ所に情報を提供した。さらに、薬害ヤコブ病患者家族・遺族向けには、かわら版『心はひとつ』3回(2017.4.27No.34、2017.7.25No.35、2017.12.25No.36)発行し、相談会参加者の感想や開催状況の他に、患者家族の近況等

について掲載し、紙面上での交流を図った。

ホームページによる情報の提供および更新作業、掲示板を利用した相談への対応、相談事業全般の管理・運営事務作業等を行った。

2. 研修事業

平成 29 年 4 月 22 日(東京)

東京において相談員等が一堂に会し、相談事例の報告・検討等を行った。

平成 29 年 5 月 27 日に生活支援相談事業に関する検討及び小規模相談会開催に関する検討等を、平成 29 年 6 月 8 日に相談員グループワーク、10 月 14 日に相談員グループワークと研修会を行った。

「2018 年プリオン病のサーベイランスと対策に関する全国担当者会議」(平成 30 年 2 月 9 日・東京)に相談員が出席し、ヤコブ病の最新の情報や感染対策について学んだ。

3. 相談会事業 6 回

- ・平成 29 年 5 月 28 日 孤発患者家族相談会
- ・平成 29 年 6 月 8 日 東京相談会
- ・平成 29 年 7 月 29～30 日 北海道小規模相談会 (登別)
- ・平成 29 年 10 月 14 日～15 日 九州相談会 (福岡)
- ・平成 30 年 1 月 20 日 孤発患者家族相談会
- ・平成 30 年 2 月 24 日～25 日 中部小規模相談会 (愛知・三谷)

平成 29 年 7 月 29～30 日(登別)、平成 30 年 2 月 24 日～25 日(愛知・三谷)の 2 回の小規模相談会、平成 29 年 5 月 28 日、平成 30 年 1 月 20 日の 2 回の孤発患者家族相談会を開催し、ヤコブ病患者家族・遺族がそれぞれの経験を語り、思いを共有する機会を持った。

V 血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業 (全血製剤又は血液成分製剤関係)

本事業は、非加熱凝固因子製剤及び輸血用血液製剤による HIV 感染者、エイズ発症者及びその遺族に対し、医薬品副作用被害救済制度に準じた救済を行うため、昭和 64 年 1 月に創設され、HIV 訴訟の和解(平成 8 年 3 月)とともに平成 13 年 3 月をもって廃止された。しかし、本事業廃止の時点で全血製剤、血液成分製剤の投与による感染者及び発症者がいたため、その者に限り支給を継続することとし、現在、日赤の血液製剤によりエイズを発症した 3 名の者が特別手当を受給している。本事業は、日本赤十字社の拠出金による。

	平成 29 年度	前年度	増△減
実対象者数	3 件	2 件	0 件
新規認定者数	(1 件)	(0 件)	(0 件)
支 給 額	9,565,200 円	6,384,000 円	3,181,200 円